

# 兵庫県こころのケアセンター業績評価の実施に関する細則

## 1 趣旨

兵庫県こころのケアセンター（以下、「センター」という。）業績評価実施要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、評価の実施について必要な事項を定める。

## 2 評価の方法及び基準・項目等

### (1) 個別事業評価

個別事業評価は、調査研究と事業（研修、情報の収集発信・普及啓発、連携・交流、相談、診療、その他事業）に区分し、次により実施する。

#### ① 調査研究の評価

ア 自己点検評価は、別紙様式1の評価項目に従い実施する。

イ 評価は、次の判定基準により、評価項目ごとに、及び総合的な観点から4段階評価を行い、所見を付すものとする。

(判定基準)

S：大変評価できる

A：評価できる

B：あまり評価できない

F：評価できない

#### ② 事業の評価

ア 自己点検評価は、別紙2により次の方法から可能な限り客観的なデータ等をもとに実施するものとする。評価は、以下の判定基準に基づく4段階評価とし、併せて理由を付すものとする。

(ア) 中期計画に目標数値がある場合には、その達成度合い、定性的な目標の場合には、具体的な実績を把握して評価するものとする。

(イ) 実績については、数量だけで判断するのではなく、その質についても考慮するものとする。また、実績を導くのに要した費用についても、考慮するものとする。

(ウ) 実績と計画との間に乖離が生じた場合には、その発生理由等を把握し、妥当性等について評価するものとする。

(エ) 経年比較が可能な事業については、適宜その結果を参考にして評価するものとする。

(オ) 財務内容の評価にあたっては、監査報告書等を参考に行うものとする。

(判定基準)

S：年度計画を大きく上回り、中期計画を十分達し得る優れた業績を上げている

- A：年度計画どおり（又は年度計画をやや上回り）、中期計画を十分達し得る可能性が高い
- B：年度計画どおりと言えない面もあるが、工夫もしくは努力によって中期計画を達成し得る
- F：年度計画を大きく下回っている、又は中期計画を達成し得ない可能性が高い

イ 外部評価委員会は、別紙様式2による自己点検評価をもとに総合的な観点から、アの判定基準に基づく4段階評価を行い、その所見を付すものとする。

## (2) 総合評価

① 自己点検評価及び外部評価は、次のような観点から中期目標の達成度について実施する。

- ア 研究調査等の成果は、どのように活かされているか。
- イ 目標達成に向けて、業務、組織の効率化が図られているか。
- ウ 社会的ニーズや行政ニーズを踏まえたものとなっているか。

## 3 評価票の様式

評価票の様式については、次のとおりとする。

- (1) 別紙様式1 個別事業評価票（調査研究）
- (2) 別紙様式2 個別事業評価票（事業共通）
- (3) 別紙様式3 総合的な評価票（調査研究）
- (4) 別紙様式4 総合的な評価票（事業共通）